

| 契約名称及び内容               | 契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地                       | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所      | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                          | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考                       |
|------------------------|--|-----------|------------------------|-----------------------------------|------|------------|-----|----------|--|----------------------|--------------------------|
| 中島樋管外34件操作管理委託         | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 熊本市長                   | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 4,948,772  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。 | 1                    |                          |
| 直葉樋管外22件操作管理委託         | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 宇土市長                   | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 3,660,294  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。 | 1                    |                          |
| 犬湧三号排水樋管外6件操作管理委託      | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 嘉島町長                   | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,293,983  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。 | 1                    |                          |
| 小坂樋管外9件操作管理委託          | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 御船町長                   | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,647,431  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。 | 1                    |                          |
| 電気料(本所外)               | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 13,724,000 | -   | -        | 長期継続契約のため                                | 8                    | 本所庁舎は平成21年度より競争性のある契約に移行 |
| 水道料(本所外)               | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 熊本市水道事業管理者             | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,187,000  | -   | -        | 長期継続契約のため                                | 8                    |                          |
| 電話料(本所外・西日本電償電話)       | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 西日本電信電話(株)             | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,217,000  | -   | -        | 長期継続契約のため                                | 8                    |                          |
| 電話料(本所外・NTTコミュニケーションズ) | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,354,000  | -   | -        | 長期継続契約のため                                | 8                    |                          |

| 契約名称及び内容          | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                       | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考                         |
|-------------------|--|-----------|-------------------|-----------------------------------|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----------------------------|
| 電話料集中払(NTTドコモ)    | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,618,000  | -   | -        | 長期継続契約のため  | 8                    |                            |
| 電気料(白川出張所)        | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)           | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,493,000  | -   | -        | 長期継続契約のため  | 8                    |                            |
| 電気料(緑川下流出張所)      | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)           | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 6,336,000  | -   | -        | 長期継続契約のため  | 8                    |                            |
| 電気料(緑川下流出張所)      | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)           | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,133,000  | -   | -        | 長期継続契約のため  | 8                    |                            |
| 電気料(阿蘇国道維持出張所)    | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)           | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 13,303,000 | -   | -        | 長期継続契約のため  | 8                    |                            |
| 電気料(山鹿維持出張所)      | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)           | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 9,278,000  | -   | -        | 長期継続契約のため  | 8                    |                            |
| 電気料(熊本維持出張所)      | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)           | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 34,603,000 | -   | -        | 長期継続契約のため  | 8                    |                            |
| 電気料(八代維持出張所)      | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)           | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 52,770,000 | -   | -        | 長期継続契約のため  | 8                    | 一部トンネルは平成21年度より競争性のある契約に移行 |
| 加勢川・嘉島町管内河川敷地除草委託 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年5月1日 | 嘉島町長              | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 5,482,087  | -   | -        | 本業務の遂行にあたっては、河川法第99条の「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」との規定に基づき地方公共団体に委託するものであり、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、嘉島町が唯一の契約相手と判断するものであるため。 | 1                    |                            |
| 芥次排水機管外36件操作委託    | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1 | 平成21年4月1日 | 八代市長 坂田孝志         | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 4,988,278  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。   | 4, 19                |                            |

| 契約名称及び内容                       | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                          | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                          | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------------|---|------------|-------------------|-----------------------------------|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 護第二排水樋管外7件操作委託                 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2 | 平成21年4月1日  | 球磨村長 柳結恒雄         | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,414,560  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。 | 4, 19                |    |
| 大柿排水樋管外16件操作委託                 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2 | 平成21年4月1日  | 人吉市代表者 人吉市長 田中慎孝  | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,550,179  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。 | 4, 19                |    |
| 川村第四排水樋管外7件操作委託                | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2 | 平成21年4月1日  | 相良村長 徳田正臣         | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,320,093  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。 | 4, 19                |    |
| 柳結排水樋管外7件操作委託                  | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2 | 平成21年4月1日  | 錦町長 森本完一          | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,748,932  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。 | 4, 19                |    |
| 風呂ノ前排水樋管外18件操作委託               | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2 | 平成21年4月1日  | あさぎり町長 愛甲一典       | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,998,285  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。 | 4, 19                |    |
| 牛島第二排水樋管外6件操作委託                | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2 | 平成21年4月1日  | 多良木町長 松本 照彦       | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,217,298  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。 | 4, 19                |    |
| 平成21年度 日奈久芦北道路(花岡木崎)埋蔵文化財発掘調査業 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2 | 平成21年4月1日  | 芦北町長 竹崎一成         | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 40,125,000 | -   | -        | 地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの       | 4, 19                |    |
| 平成21年度 日奈久芦北道路(芦北IC)埋蔵文化財発掘調査業 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2 | 平成21年4月1日  | 熊本県知事 蒲島郁夫        | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 41,105,000 | -   | -        | 地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの       | 4, 19                |    |
| 球磨地区堤防等周辺美化(前期)委託              | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2 | 平成21年5月15日 | 球磨村長 柳結恒雄         | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 3,045,000  | -   | -        | 地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの       | 4, 19                |    |
| 人吉地区堤防等周辺美化(前期)委託              | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局八代河川国道事務所長 笠井雅広 熊本県八代市萩原町1-708-2 | 平成21年5月15日 | 人吉市代表者 人吉市長 田中慎孝  | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 5,407,500  | -   | -        | 地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの       | 4, 19                |    |
| 塩永排水樋管外24件操作委託業務               | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 山本祐二 熊本県山鹿市山鹿178       | 平成21年4月1日  | 玉名市               | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 4,281,299  | -   | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。 | 4                    |    |

| 契約名称及び内容           | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                    | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格      | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------|---|-----------|-------------------|-----------------------------------|-----------|------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 大江田排水樋管外13件操作委託業務  | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 山本祐二 熊本県山鹿市山鹿178 | 平成21年4月1日 | 和水町               | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 2,212,141  | —      | —        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。   | 4                    |    |
| 棒井第1排水樋管外48件操作委託業務 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 山本祐二 熊本県山鹿市山鹿178 | 平成21年4月1日 | 山鹿市               | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 8,473,014  | —      | —        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。   | 4                    |    |
| 東屋敷排水樋管外41件操作委託業務  | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 山本祐二 熊本県山鹿市山鹿178 | 平成21年4月1日 | 菊池市               | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 7,140,424  | —      | —        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。   | 4                    |    |
| 龍頭排水樋管外22件操作委託業務   | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 山本祐二 熊本県山鹿市山鹿178 | 平成21年4月1日 | 植木町               | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 3,929,074  | —      | —        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。   | 4                    |    |
| 竜門ダム防災施設管理委託       | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 山本祐二 熊本県山鹿市山鹿178 | 平成21年4月1日 | 菊池市               | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 3,927,000  | —      | —        | 当施設は公共的、地域防災的なものであり、地域特性を熟知しており、円滑且つ的確に遂行するためには、菊池市が唯一の契約相手と判断。                  | 4                    |    |
| 竜門ダム周辺美化委託         | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 山本祐二 熊本県山鹿市山鹿178 | 平成21年4月1日 | 菊池市               | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 1,991,025  | —      | —        | 当委託は、周辺美化を通じ、地域の自主的活動の啓発・推進を目的とし、円滑且つ的確に遂行するためには、菊池市が唯一の契約相手と判断。                 | 4                    |    |
| 山鹿市鹿本町管内堤防等周辺美化委託  | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 山本祐二 熊本県山鹿市山鹿178 | 平成21年4月1日 | 山鹿市               | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 6,378,648  | —      | —        | 当委託は、周辺美化を通じ、地域の自主的活動の啓発・推進を目的とし、円滑且つ的確に遂行するためには、山鹿市が唯一の契約相手と判断。                 | 4                    |    |
| 菊池市管内堤防等周辺美化委託     | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 山本祐二 熊本県山鹿市山鹿178 | 平成21年4月1日 | 菊池市               | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 19,420,824 | —      | —        | 当委託は、周辺美化を通じ、地域の自主的活動の啓発・推進を目的とし、円滑且つ的確に遂行するためには、菊池市が唯一の契約相手と判断。                 | 4                    |    |
| 津江導水路還元施設保守点検委託    | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 山本祐二 熊本県山鹿市山鹿178 | 平成21年4月1日 | 日田市               | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 18,406,500 | —      | —        | 当施設は生活雑用水等、地域生活と密接な施設であり、平常時の的確な維持管理及び災害時の速やかな対応を円滑且つ的確に遂行するためには、日田市が唯一の契約相手と判断。 | 4                    |    |
| 竜門ダム管理支所外浄化槽維持管理業務 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局菊池川河川事務所長 山本祐二 熊本県山鹿市山鹿178 | 平成21年4月1日 | (有)旭総合メンテナンス      | 会計法第29条の3第4項                      | 2,108,460 | 2,108,460  | 100.0% | —        | 浄化槽清掃の許可業者(菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例により区域指定)                                     | 1                    |    |

| 契約名称及び内容                 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                            | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                    | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格      | 契約金額       | 落札率   | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------|---|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------|-------|----------|---|----------------------|----|
| ダム用機械設備(その2)保管業務         | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所長 豊口佳之 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317 | 平成21年4月1日 | 荏原エンジニアサービス(株)九州支店 福岡県福岡市中央区天神2-14-8 | 会計法第29条の3第4項                      | 7,108,500 | 7,035,000  | 99.0% | —        | 本件は、平成14年度に製作を行った濁水処理設備を保管するものである。現在同設備は、ダム本体工事着工前に再整備を行う必要があるため製作を行った工場等に保管している。<br>保管期間中は設備の状態を良好に保つための定期的な点検及び状態把握が必要不可欠であり、設備全般に精通し、技術的知識を有する技術者による業務遂行を必要とする。<br>また、ダム本体工事着工前の再整備時には工場への輸送が必要となるため、現在の保管場所へ引き続き保管を行うことが経済的にも有利である。 | 14                   |    |
| 平成21年度立野ダム埋蔵文化財調査・整理     | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局立野ダム工事事務所長 坂元 武徳 熊本県熊本市下南部1丁目4-73  | 平成21年4月1日 | 熊本県知事 蒲島郁夫 熊本県熊本市水前寺6-18-1           | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 27,880,000 | —     | —        | 本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。契約相手方は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っていることから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、唯一の契約相手方と判断されるため。            | 1                    |    |
| 東九州自動車道(佐伯～隈境間)埋蔵文化財発掘調査 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14  | 平成21年4月1日 | 大分県知事                                | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 53,000,000 | —     | —        | 大分県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っているため。  | 4                    |    |
| 電話料集中払(5月分・NTTドコモ)       | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14  | 平成21年4月1日 | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社                  | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 1,409,820  | —     | —        | 会計法29条の12(長期継続契約)の規定により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。   | 8                    |    |
| 電力料 ※佩嶺山中継局ノ米花山無線中継所     | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14  | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                              | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 1,365,007  | —     | —        | 会計法29条の12(長期継続契約)の規定により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。  | 8                    |    |
| 電力料 ※佐伯出張所               | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14  | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                              | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 2,038,759  | —     | —        | 会計法29条の12(長期継続契約)の規定により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。  | 8                    |    |
| 電力料 ※野津・宗太郎CCTV外         | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14  | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                              | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 1,852,863  | —     | —        | 会計法29条の12(長期継続契約)の規定により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。  | 8                    |    |

| 契約名称及び内容                 | 契約譲等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                           | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所       | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格      | 契約金額      | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------|--|-----------|-------------------------|-----------------------------------|-----------|-----------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 電力料 ※直川照明外               | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                 | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,009,254 | -      | -        | 会計法29条の12(長期継続契約)の規定により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。  | 8                    |    |
| 電力料 ※佐伯維持出張所             | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                 | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,450,147 | -      | -        | 会計法29条の12(長期継続契約)の規定により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。  | 8                    |    |
| 電力料 ※竹田維持出張所管内           | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局佐伯河川国道事務所長 世利正美 大分県佐伯市長島町4丁目14-14 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                 | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 9,445,538 | -      | -        | 会計法29条の12(長期継続契約)の規定により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。  | 8                    |    |
| 大分川ダムななせ館賃貸借             | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局大分川ダム工事事務所長 平松信幸 大分市舞鶴町1丁目3番30号   | 平成21年4月1日 | コマツハウス(株)               | 会計法第29条の3第4項                      | 624,750   | 624,750   | 100.0% | -        | 平成26年3月までの10年リースであるため   | 19                   |    |
| 東九州道(清武～北郷)北阿内二号橋仮橋賃貸借   | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地      | 平成21年4月1日 | 龍南建設(株) 宮崎市本郷南方1857番地3  | 会計法第29条の3第4項                      | 4,179,000 | 4,147,500 | 99.2%  | -        | ①新たに仮橋を設置するのと比較し工期短縮及び経費節減が図られること。<br>②本仮橋は契約者がリース会社から賃貸借しているリース物件として占有していること。<br>上記より競合することができないため。                    | 5                    |    |
| 東九州道(清武～北郷)家一郷川橋仮橋賃貸借    | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地      | 平成21年4月1日 | 吉原建設(株) 宮崎県都城市中原町32街区1号 | 会計法第29条の3第4項                      | 7,812,000 | 7,770,000 | 99.5%  | -        | ①新たに仮橋を設置するのと比較し工期短縮及び経費節減が図られること。<br>②本仮橋は契約者がリース会社から賃貸借しているリース物件として占有していること。<br>上記より競合することができないため。                    | 5                    |    |
| 楠見地区仮設橋賃貸借               | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地      | 平成21年4月1日 | 大和開発(株) 宮崎市高洲町253番地3    | 会計法第29条の3第4項                      | 1,113,000 | 1,102,500 | 99.1%  | -        | ①新たに仮設橋を設置するのと比較し、工期短縮及び経費削減が図られること、②本仮設橋は大和開発が建設資材リース会社から賃貸借しているリース物件として保有していること。以上の理由から本仮設橋の賃貸借は、他に競合することが出来ないと判断される。 | 5                    |    |
| 道路巡回システム関連機器賃貸借(宮崎維持外2件) | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地      | 平成21年4月1日 | 宮崎電子機器(株) 宮崎山下原町214-18  | 会計法第29条の3第4項                      | 1,583,820 | 1,583,820 | 100.0% | -        | 複数年の賃貸借契約による期間継続のため。  | 19                   |    |

| 契約名称及び内容                             | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                      | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                    | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------------------|---|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 田吉樋管外46件操作管理委託                       | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地 | 平成21年4月1日 | 宮崎市 宮崎<br>市横瀬西一丁目1番1号                | 会計法第29条の3第4項                      | —    | 8,890,284  | —   | —        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。  | 1                    |    |
| 樋渡樋管外59件操作管理委託                       | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地 | 平成21年4月1日 | 都城市 宮崎<br>県都城市姫城町6街区21号              | 会計法第29条の3第4項                      | —    | 11,407,977 | —   | —        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。  | 1                    |    |
| 岩知野樋管外21件操作管理委託                      | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地 | 平成21年4月1日 | 国富町 宮崎<br>県東諸県郡国富町大字本庄4800番地         | 会計法第29条の3第4項                      | —    | 3,981,167  | —   | —        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。  | 1                    |    |
| 元町排水樋管外8件操作管理委託                      | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地 | 平成21年4月1日 | 綾町 宮崎県<br>東諸県郡綾町大字南俣516番地            | 会計法第29条の3第4項                      | —    | 1,793,776  | —   | —        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。  | 1                    |    |
| 宮田川水門外11件操作管理委託                      | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地 | 平成21年4月1日 | 高鍋町 宮崎県<br>児湯郡高鍋町大字上江8437            | 会計法第29条の3第4項                      | —    | 2,378,207  | —   | —        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。  | 1                    |    |
| 一般国道10号都北地区電線共同溝工事に伴う通信系引込管路及び連系管路工事 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地 | 平成21年5月1日 | エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 福岡市博多区東比恵2丁目3番7号 | 会計法第29条の3第4項                      | —    | 12,031,862 | —   | —        | 道路区域外の民地内管路位置は電線管理者が民地住民と協議の上決定することや、通電中の既設線へ接続するための管路を設置するため電線に直接影響することなどから、迅速且つ専門的な対応及び管理監督が必要である。<br>本工事を的確で円滑に履行するためには、施工に責任を有する電線管理者のエヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)が唯一の契約相手と判断する。 | 19                   |    |
| 一般国道10号都北地区電線共同溝工事に伴う電力系引込管路及び連系管路工事 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地 | 平成21年5月1日 | 九州電力 宮崎市<br>横瀬西4丁目2番23号              | 会計法第29条の3第4項                      | —    | 36,792,119 | —   | —        | 道路区域外の民地内管路位置は電線管理者が民地住民と協議の上決定することや、通電中の既設線へ接続するための管路を設置するため電線に直接影響することなどから、迅速且つ専門的な対応及び管理監督が必要である。<br>本工事を的確で円滑に履行するためには、施工に責任を有する電線管理者の九州電力(株)が唯一の契約相手と判断する。             | 19                   |    |

| 契約名称及び内容                                 | 契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地                            | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所          | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格       | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--|---|------------|----------------------------|-----------------------------------|------------|------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 平成21年度一般国道10号都城道路平峰遺跡埋蔵文化財発掘調査及び整理作業委託業務 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地       | 平成21年5月1日  | 宮崎県 宮崎市 橋通東2丁目10番1号        | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 38,575,394 | -      | -        | 宮崎県は、文化財保護法第99条に基づき、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行する事が出来る機関である。市町村等においても、文化財保護法第99条により調査は実施可能であるが、宮崎県との協議により国からの委託は受けていない。また、宮崎県においては、発掘調査全般が可能な民間調査機関は存在しない。以上から、随意契約により、契約を実施するものである。 | 1                    |    |
| 宮崎10号 日向大橋仮設橋(左岸)賃貸借                     | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地       | 平成21年6月30日 | 大淀開発(株) 宮崎県 都城市上長飯町5427番地1 | 会計法第29条の3第4項                      | 26,176,500 | 26,176,500 | 100.0% | -        | ①新たに仮橋を設置するのと比較し工期短縮及び経費節減が図られること。<br>②本仮橋は契約者がリース会社から賃貸借しているリース物件として占有していること。<br>上記より競合することができないため。  | 5                    |    |
| 宮崎10号 日向大橋仮設橋(右岸)賃貸借                     | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地       | 平成21年6月30日 | 龍南建設(株) 宮崎県 市本郷南方1857番地3   | 会計法第29条の3第4項                      | 40,918,500 | 40,897,500 | 99.9%  | -        | ①新たに仮橋を設置するのと比較し工期短縮及び経費節減が図られること。<br>②本仮橋は契約者がリース会社から賃貸借しているリース物件として占有していること。<br>上記より競合することができないため。  | 5                    |    |
| 水閘門等操作管理委託                               | 分任支出負担行為担当官代理九州地方整備局延岡河川国道事務所副所長 川添正純 延岡市大貫町1丁目2889   | 平成21年4月1日  | 延岡市東本小路2-1 延岡市             | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 8,720,543  | -      | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。  | 4                    |    |
| 東九州自動車道(古江地区外3件)埋蔵文化財発掘調査委託業務            | 分任支出負担行為担当官代理九州地方整備局延岡河川国道事務所副所長 川添正純 延岡市大貫町1丁目2889   | 平成21年4月1日  | 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県      | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 95,616,691 | -      | -        | 文化財保護法第99条によるもの   | 4                    |    |
| 道の駅たるみず浄化槽維持管理業務                         | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局大隅河川国道事務所長 武土俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 | 平成21年4月1日  | (株)垂水衛生巡回社 鹿児島県垂水市田神2137   | 会計法第29条の3第4項                      | 1,111,300  | 1,024,537  | 92.2%  | -        | 垂水市を営業区域として鹿児島県から浄化槽保守点検業の許可をされ、また、垂水市から一般廃棄物処理業(し尿・汚泥)の許可をされている業者が他になし。  | 1                    |    |
| 電力料(タルミズ148K68L外)                        | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局大隅河川国道事務所長 武土俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 | 平成21年4月1日  | 九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82 | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 10,650,000 | -      | -        | 供給可能な業者が他になし。   | 8                    |    |
| 電力料(カノヤ140K36R外)                         | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局大隅河川国道事務所長 武土俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 | 平成21年4月1日  | 九州電力(株) 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82 | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 4,770,000  | -      | -        | 供給可能な業者が他になし。   | 8                    |    |



| 契約名称及び内容                          | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                            | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所              | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------------------|---|-----------|--------------------------------|-----------------------------------|------|-------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 電力料(フルエ141K06R外)                  | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局大隅河川国道事務所長 威士俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)<br>福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82  | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 3,820,000   | -   | -        | 供給可能な業者が他になし。   | 8                    |    |
| 電力料(高山出張所外)                       | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局大隅河川国道事務所長 威士俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)<br>福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82  | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 3,640,000   | -   | -        | 供給可能な業者が他になし。   | 8                    |    |
| 電力料(事務所 管理施設)                     | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局大隅河川国道事務所長 威士俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)<br>福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82  | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 3,300,000   | -   | -        | 供給可能な業者が他になし。   | 8                    |    |
| 電話料(事務所 65-2541他)                 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局大隅河川国道事務所長 威士俊也 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 | 平成21年4月1日 | 西日本電信電話(株)<br>大阪府大阪市中央区葛場町3-15 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,170,000   | -   | -        | 供給可能な業者が他になし。   | 8                    |    |
| 川内川激甚災害対策特別緊急事業埋蔵文化財発掘調査業務(鹿児島県)  | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2        | 平成21年4月1日 | 鹿児島県知事                         | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 274,886,000 | -   | -        | 本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。<br>鹿児島県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。<br>以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、鹿児島県が唯一の契約相手と判断するものである。 | 1                    |    |
| 川内川激甚災害対策特別緊急事業埋蔵文化財発掘調査業務(薩摩川内市) | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2        | 平成21年4月1日 | 薩摩川内市長                         | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 67,232,000  | -   | -        | 本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。<br>鹿児島県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。<br>以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、鹿児島県が唯一の契約相手と判断するものである。 | 1                    |    |

| 契約名称及び内容                         | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                     | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所             | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格      | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------------|--|-----------|-------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 川内川激甚災害対策特別緊急事業埋蔵文化財発掘調査業務(さつま町) | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2 | 平成21年4月1日 | さつま町長                         | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 63,565,000 | -      | -        | 本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。<br>鹿児島県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。<br>以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、鹿児島県が唯一の契約相手と判断するものである。 | 1                    |    |
| 川内川激甚災害対策特別緊急事業埋蔵文化財発掘調査業務(伊佐市)  | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2 | 平成21年4月1日 | 伊佐市長                          | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 32,000,000 | -      | -        | 本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。<br>鹿児島県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。<br>以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、鹿児島県が唯一の契約相手と判断するものである。 | 1                    |    |
| 薩摩川内市水閘門等操作管理委託                  | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2 | 平成21年4月1日 | 薩摩川内市長                        | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 12,960,150 | -      | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。  | 1                    |    |
| 伊佐市水閘門等操作管理委託                    | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2 | 平成21年4月1日 | 伊佐市長                          | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 7,122,150  | -      | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。  | 1                    |    |
| 湧水町水閘門等操作管理委託                    | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2 | 平成21年4月1日 | 湧水町長                          | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 8,825,250  | -      | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。  | 1                    |    |
| えびの市水閘門等操作管理委託                   | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2 | 平成21年4月1日 | えびの市長                         | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 8,738,100  | -      | -        | 河川法第99条に基づき委託するものであり、契約の相手方が一に定められているため。  | 1                    |    |
| 電力料 (川内出張所)高江地震観測所外28件           | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                       | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,176,538  | -      | -        | 電気に係る役務について供給可能な業者が一であるため。  | 8                    |    |
| 電力料 (川内出張所)天大橋臨時分外17件            | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                       | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,614,842  | -      | -        | 電気に係る役務について供給可能な業者が一であるため。  | 8                    |    |
| 電力料 (宮之城出張所)宮之城出張所外7件            | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                       | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,273,907  | -      | -        | 電気に係る役務について供給可能な業者が一であるため。  | 8                    |    |
| 電力料 (菱刈出張所)花北水位観測所外75件           | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2 | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                       | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,532,533  | -      | -        | 電気に係る役務について供給可能な業者が一であるため。  | 8                    |    |
| 電力料 京町出張所外64件                    | 分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2  | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)                       | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 3,148,790  | -      | -        | 電気に係る役務について供給可能な業者が一であるため。  | 8                    |    |
| 電話専用料 本所外20件(川内川河川事務所)           | 分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2  | 平成21年4月1日 | 西日本電信電話(株)                    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,046,355  | -      | -        | 電話に係る役務について供給可能な業者が一であるため。  | 8                    |    |
| 電話料 本所外30件(川内川河川事務所)             | 分任支出負担行為担当官九州地方整備局川内川河川事務所長 是沢毅 薩摩川内市大小路町20-2  | 平成21年4月1日 | 西日本電信電話(株)                    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,931,217  | -      | -        | 電話に係る役務について供給可能な業者が一であるため。  | 8                    |    |
| 西回り道推進室用建物賃借(H18)                | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鹿児島国道事務所長 高木章次 鹿児島市浜町2-5    | 平成21年4月1日 | 大和リース(株)鹿児島支店 鹿児島市与次郎一丁目12-20 | 会計法第29条の3第4項                      | 2,482,200 | 2,482,200  | 100.0% | -        | 5年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため。   | 19                   |    |

| 契約名称及び内容                         | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                               | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所             | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格      | 契約金額          | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------------|--|-----------|-------------------------------|-----------------------------------|-----------|---------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 西回り道推進室用建物賃貸借(その2)               | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鹿児島国道事務所長 高木章次 鹿児島市浜町2-5              | 平成21年4月1日 | 大和リース(株)鹿児島支店 鹿児島市与次郎一丁目12-20 | 会計法第29条の3第4項                      | 3,780,000 | 3,780,000     | 100.0% | -        | 5年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しているため。  | 19                   |    |
| 監督官詰所用建物賃貸借(再)                   | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鹿児島国道事務所長 高木章次 鹿児島市浜町2-5              | 平成21年4月1日 | 東開リース(株)福岡支店 福岡市中央区天神4丁目1-7   | 会計法第29条の3第4項                      | 1,593,900 | 1,593,900     | 100.0% | -        | 5年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しており、5年経過後も、経済性等の理由により、上記業者が唯一の契約相手方と考えるため。  | 19                   |    |
| 13工区監督官詰所用建物賃貸借(再)               | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鹿児島国道事務所長 高木章次 鹿児島市浜町2-5              | 平成21年4月1日 | 大和リース(株)鹿児島支店 鹿児島市与次郎一丁目12-20 | 会計法第29条の3第4項                      | 945,000   | 945,000       | 100.0% | -        | 5年間のリース契約を前提とした競争契約により上記業者と契約を締結しており、5年経過後も、経済性等の理由により、上記業者が唯一の契約相手方と考えるため。  | 19                   |    |
| 南九州西回り自動車道埋蔵文化財発掘調査・整理・報告書作成委託業務 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鹿児島国道事務所長 高木章次 鹿児島市浜町2-5              | 平成21年4月1日 | 鹿児島県知事 鹿児島市鴨池新町10-1           | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 277,544,000   | -      | -        | 文化財保護法により、鹿児島県知事が唯一の契約相手方となるため。  | 1                    |    |
| 鹿児島国道事務所 電力料                     | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鹿児島国道事務所長 高木章次 鹿児島市浜町2-5              | 平成21年4月1日 | 鹿児島市与次郎2-6-18                 | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 102,800,000   | -      | -        | 会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一のものであるため。  | 8                    |    |
| 水道料(上水道・その1)                     | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鹿児島国道事務所長 高木章次 鹿児島市浜町2-5              | 平成21年4月1日 | 福岡市水道事業管理者                    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 17,000,000    | -      | -        | 水に係る役務について、供給を受けるものであるため。  | 8                    |    |
| 水道料(上水道・その2)                     | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所長 戸田克稔 福岡市東区大字西戸崎18-25   | 平成21年4月1日 | 福岡市水道事業管理者                    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,800,000     | -      | -        | 水に係る役務について、供給を受けるものであるため。  | 8                    |    |
| 水道料(下水道・その1)                     | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所長 戸田克稔 福岡市東区大字西戸崎18-25   | 平成21年4月1日 | 福岡市下水道事業企業 出納員                | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 15,000,000    | -      | -        | 水に係る役務について、供給を受けるものであるため。  | 8                    |    |
| 電話専用料                            | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所長 戸田克稔 福岡市東区大字西戸崎18-25   | 平成21年4月1日 | ソフトバンクテレコム(株)                 | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,789,200     | -      | -        | 電話に係る役務について、提供を受けるものであるため。   | 8                    |    |
| 平成21年度国営吉野ヶ里歴史公園区域内文化財発掘調査       | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局国営吉野ヶ里歴史公園事務所長 高橋克茂 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1869 | 平成21年4月1日 | 佐賀県知事 佐賀県佐賀市城内1丁目1番69号        | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 13,000,000    | -      | -        | 本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。佐賀県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整理その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、佐賀県が唯一の契約相手と判断するため。 | 1                    |    |
| 上・下水道料                           | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局国営吉野ヶ里歴史公園事務所長 高橋克茂 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1869 | 平成21年4月1日 | 佐賀東部水道企業団                     | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,252,357(概算) | -      | -        | 当事務所において、上・下水道に係る役務についての提供を行うことが可能な業者が佐賀東部水道企業団のみであるため。  | 8                    | 長期 |
| 電話専用料                            | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局長崎管轄事務所長 石橋清治 長崎市花園町26-11             | 平成21年4月1日 | 西日本電信電話(株)                    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,099,176     | -      | -        | 電話に係る役務について、提供を受けるものが一の場合  | 8                    |    |

| 契約名称及び内容                   | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                    | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                          | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格       | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考    |
|----------------------------|---|-----------|--|-----------------------------------|------------|------------|--------|----------|---|----------------------|-------|
| 熊本地方合同庁舎新営工事(21)埋蔵文化財発掘調査  | 分任支出員担任為担当官 九州地方整備局熊本営繕事務所長 菓子野富造 熊本市大江3-1-53 | 平成21年4月1日 | 熊本県知事                                      | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 43,447,000 | -      | -        | 本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法等を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。熊本県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、熊本県が唯一の契約相手方であるため。 | 4                    |       |
| 電話専用料                      | 分任支出員担任為担当官 九州地方整備局熊本営繕事務所長 菓子野富造 熊本市大江3-1-53 | 平成21年4月1日 | 西日本電信電話(株)                                 | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 1,108,800  | -      | -        | 電話専用線の提供を行うことが可能な業者が西日本電信電話(株)のみであるため。  | 8                    | 長期 概算 |
| 官報公告等掲載契約                  | 松本 政美<br>北海道開発局<br>札幌市北区北8条西2丁目               | 平成21年4月1日 | (独)国立印刷局<br>東京都港区虎ノ門2-2-4                  | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 4,400,000  | -      | -        | 国が行う特定調達契約については、国の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令の規定により官報に掲載することとされている。官報掲載にあたっては、(独)国立印刷局が官報発行(掲載)を行う唯一の相手方であるため。  | 6                    |       |
| 企業情報提供業務                   | 松本 政美<br>北海道開発局<br>札幌市北区北8条西2丁目               | 平成21年4月1日 | (財)建設業技術者センター<br>東京都千代田区二番町3 趙町スクエア        | 会計法第29条の3第4項                      | 2,835,000  | 2,835,000  | 100.0% | -        | 本業務は、建設工事の適正な施工を確保するため、最新の監理技術者資格者証交付者に関する情報及び同技術者等の専任配置確認結果情報、建設業許可情報等の提供を受けるものであり、これらの情報を集積し、提供できるシステムを保有している唯一の相手方であるため。   | 12                   |       |
| 宅地建物取引業免許システム電算処理等業務       | 松本 政美<br>北海道開発局<br>札幌市北区北8条西2丁目               | 平成21年4月1日 | (財)不動産適正取引推進機構<br>東京都港区虎ノ門3丁目8番21号第33森ビル3階 | 会計法第29条の3第4項                      | 1,642,847  | 1,642,847  | 100.0% | -        | 宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、非常時の対応等、専門的な知識を有する人員が確保できる相手と契約しなければならない。また、すべての免許行政庁が同一のシステムを活用することがあることから、システムの管理・運営については、国土交通省と都道府県との間で取り決めにより管理運営機関として特定しているため。   | 12                   |       |
| 平成21年度北海道開発局例規集データベース更新外業務 | 松本 政美<br>北海道開発局<br>札幌市北区北8条西2丁目               | 平成21年4月1日 | 第一法規(株)<br>東京都港区南青山2-1-17                  | 会計法第29条の3第4項                      | 9,387,000  | 9,387,000  | 100.0% | -        | 著作者に自然発生する著作権(同一性の保持権)を有する唯一の相手方であるため。  | 12                   |       |
| 北海道新聞外4点購入                 | 松本 政美<br>北海道開発局<br>札幌市北区北8条西2丁目               | 平成21年4月1日 | (有)北海道新聞中田専売所<br>北海道札幌市東区北11条東3丁目          | 会計法第29条の3第4項                      | 2,756,868  | 2,756,868  | 100.0% | -        | 再販売価格維持制度により購読料が決まっていることから、本庁舎の所在地地域の販売店からの購入のため。   | 10                   |       |
| 道路交通情報に関する業務               | 松本 政美<br>北海道開発局<br>札幌市北区北8条西2丁目               | 平成21年4月1日 | (財)日本道路交通情報センター<br>東京都千代田区飯田橋1-6-10        | 会計法第29条の3第4項                      | 83,683,000 | 83,683,000 | 100.0% | -        | 警察・道路管理者両者の持つ道路交通情報を収集し、道路利用者に対し正確・詳細な情報を迅速に提供することを目的として設立することを開議報告された機関であり、必要となるシステムや全国ネットワークを有し、道路交通法に基づき事務の委託を受けた唯一の相手方であるため。  | 1                    |       |
| 高速道路通行料                    | 松本 政美<br>北海道開発局<br>札幌市北区北8条西2丁目               | 平成21年4月1日 | (株)JCB<br>東京都港区南青山5-1-22                   | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 1,981,000  | -      | -        | ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の相手方であるため。  | 14                   |       |

| 契約名称及び内容               | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                  | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                  | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格      | 契約金額        | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------|---|-----------|------------------------------------|-----------------------------------|-----------|-------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 官報公告掲載契約               | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | (独)国立印刷局<br>東京都港区虎ノ門2-2-4          | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,417,140   | -      | -        | 国が行う特定調達契約については、国の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令の規定により官報に掲載することとされている。官報掲載にあたっては、(独)国立印刷局が官報発行(掲載)を行う唯一の相手方であるため。          | 6                    |    |
| 高遠道路通行料                | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | (株)JCB<br>東京都港区南青山5-1-22           | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 19,025,600  | -      | -        | ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の相手方であるため。  | 14                   |    |
| じん芥処理業務                | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | (財)札幌市環境事業公社<br>北海道札幌市中央区北         | 会計法第29条の3第4項                      | 3,128,952 | 3,128,952   | 100.0% | -        | 事業系一般廃棄物収集運搬の唯一の許可業者であるため。  | 19                   |    |
| Web建設物価利用料             | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | (財)建設物価調査会<br>東京都中央区日本橋大伝馬町11-8    | 会計法第29条の3第4項                      | 1,512,000 | 1,512,000   | 100.0% | -        | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することができる唯一の契約の相手方であるため。  | 12                   |    |
| 水道料                    | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 札幌市水道局<br>北海道札幌市中央区大通東11丁目         | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 9,360,000   | -      | -        | 水道の供給については、札幌市水道局が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| ガス料                    | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 北海道ガス(株)<br>北海道札幌市中央区大通西7丁目3番地1    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 8,640,000   | -      | -        | ガスの供給については、北海道ガス(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                    | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,680,000   | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 後納郵便料                  | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 郵便事業(株)<br>東京都千代田区霞が関一丁目3番2号       | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,892,480   | -      | -        | 法令等により契約の相手方が特定されているため。   | 9                    |    |
| 樺戸(二期)地区 徳富ダム仮設備管理委託業務 | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 西空知広域水道企業団<br>北海道樺戸郡新十津川町宇大和232番20 | 会計法第29条の3第4項                      | 4,892,134 | 4,892,134   | 100.0% | -        | 西空知広域水道企業団は、雨竜町、新十津川町及び浦臼町にわたる上水道を運営管理しており、適切な濁水処理技術を有するとともに、既設上水道取水施設の管理者であり仮設濁水処理施設との一体的な維持管理体制を執ることができる。       | 4                    |    |
| 平成21年度 道路・占用物件管理情報処理業務 | 片倉 浩司<br>札幌開発建設部札幌道路事務所<br>札幌市豊平区水車町1丁目1番2号 | 平成21年4月1日 | (財)道路管理センター<br>東京都千代田区平河町1丁目2-10   | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 7,525,350   | -      | -        | 本件は、道路占用許可申請、道路工事調整、その他道路管理に必要な道路に関する情報及び道路占用物件に関する情報を運賃回線等により的確かつ迅速に提供させようとするものであり、これらの情報提供を行っているのは、当該業者のみであるため。 | 12                   |    |
| 電気料                    | 片倉 浩司<br>札幌開発建設部札幌道路事務所<br>札幌市豊平区水車町1丁目1番2号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 320,684,199 | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 水道料                    | 片倉 浩司<br>札幌開発建設部札幌道路事務所<br>札幌市豊平区水車町1丁目1番2号 | 平成21年4月1日 | 札幌市水道局<br>北海道札幌市中央区大通東11丁目         | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 13,834,498  | -      | -        | 水道の供給については、札幌市水道局が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| ガス料                    | 片倉 浩司<br>札幌開発建設部札幌道路事務所<br>札幌市豊平区水車町1丁目1番2号 | 平成21年4月1日 | 北海道ガス(株)<br>北海道札幌市中央区大通西7丁目3番地1    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 3,461,640   | -      | -        | ガスの供給については、北海道ガス(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |

| 契約名称及び内容   | 契約相手等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地                 | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                  | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                              | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------|---|-----------|------------------------------------|-----------------------------------|------|-------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 札幌道路事務所 熱量 | 片倉 浩司<br>札幌開発建設部札幌道路事務所<br>札幌市豊平区水車町1丁目1番2号 | 平成21年4月1日 | (株)北海道熱供給公社<br>北海道札幌市東区北7条東2丁目1-10 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 15,734,406  | -   | -        | 冷温水および蒸気による熱供給については、(株)北海道熱供給公社が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料        | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 104,223,205 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。             | 8                    |    |
| 電気料        | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 102,500,000 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。             | 8                    |    |
| 電気料        | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 77,100,000  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。             | 8                    |    |
| 電気料        | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 51,930,682  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。             | 8                    |    |
| 電気料        | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,946,231   | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。             | 8                    |    |
| 電気料        | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,268,887   | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。             | 8                    |    |
| 電気料        | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 17,083,968  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。             | 8                    |    |
| 下水道料       | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 札幌市水道局<br>北海道札幌市中央区大通東11丁目         | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 5,060,333   | -   | -        | 水道の供給については、札幌市水道局が唯一の供給者であるため。               | 8                    |    |
| 電気料        | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目          | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,778,540   | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。             | 8                    |    |

| 契約名称及び内容         | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地         | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                  | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格        | 契約金額        | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------|------------------------------------|------------|------------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 電気料              | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -           | 1,900,000   | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料              | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -           | 3,283,075   | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料              | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -           | 1,076,905   | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料              | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2        | 会計法第29条の3第4項                      | -           | 1,738,683   | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 埋蔵文化財発掘調査業務      | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | (財)北海道埋蔵文化財センター<br>北海道江別市西野幌685番地1 | 会計法第29条の3第4項                      | 286,042,050 | 286,042,050 | 100.0% | -        | 本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うこととなっており、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。 | 1                    |    |
| 奈井江雪処理共用施設維持管理業務 | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 奈井江町<br>北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地         | 会計法第29条の3第4項                      | 12,900,000  | 12,900,000  | 100.0% | -        | 当該共用施設の維持管理業務については、国(札幌開発建設部)・道(札幌土木現業所)及び奈井江町の三者で締結した協定書(H14.4.1)に基づき、奈井江町に委託しているため。   | 4                    |    |
| 由仁地区 換地計画委託業務    | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年5月14日 | 北海道<br>北海道札幌市中央区北3条西6丁目            | 会計法第29条の3第4項                      | 51,378,500  | 51,378,500  | 100.0% | -        | 事業計画に基づく換地計画の策定については、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領において、都道府県知事と委託契約するものとされているため。   | 4                    |    |

| 契約名称及び内容               | 契約顧客の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地               | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所               | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格       | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------|--|------------|---------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 美唄地区 農地利用集積計画調査等委託業務   | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目       | 平成21年5月15日 | 美唄市農業協同組合<br>北海道美唄市大通東1条北1丁目2-1 | 会計法第29条の3第4項                      | 3,080,432  | 3,080,432  | 100.0% | —        | 美唄市農業協同組合は、本調査に係る特定の個人情報を唯一有しており、当該情報等を提供することが可能であるため。                             | 12                   |    |
| 美唄地区 換地計画等調査委託業務       | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目       | 平成21年5月15日 | 美唄市<br>北海道美唄市西3条南1丁目1番1号        | 会計法第29条の3第4項                      | 13,232,240 | 13,232,240 | 100.0% | —        | 当該業務は、農業者の個人情報等を中心に調査するものである。美唄市は、関係者との連絡調整に精通し、農業委員会を通じ農地の権利関係を把握している唯一の相手方であるため。 | 4                    |    |
| 妹背牛地区 換地計画委託業務         | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目       | 平成21年5月22日 | 北海道<br>北海道札幌市中央区北3条西6丁目         | 会計法第29条の3第4項                      | 47,098,459 | 47,098,459 | 100.0% | —        | 事業計画に基づく換地計画の策定については、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領において、都道府県知事と委託契約するものとされているため。            | 4                    |    |
| 由仁地区 区画整理事業推進調整等委託業務   | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目       | 平成21年6月10日 | 由仁土地改良区<br>北海道夕張郡由仁町本町151番地     | 会計法第29条の3第4項                      | 6,789,672  | 6,789,672  | 100.0% | —        | 賦課金徴収等の個人情報が含まれる賦課台帳を保有し、受益地の変動を常に把握しており、用水路等農業水利施設を管理している唯一の相手方であるため。             | 12                   |    |
| 由仁地区 地域住民参加型事業推進調整委託業務 | 川村 和幸<br>札幌開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目       | 平成21年6月11日 | 由仁町<br>北海道夕張郡由仁町新光200番地         | 会計法第29条の3第4項                      | 4,992,476  | 4,992,476  | 100.0% | —        | 利害関係などを知り得る立場で、農業者及び地域住民と意向契約ができる唯一の相手方であるため。                                      | 4                    |    |
| 後納郵便料                  | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 郵便事業(株)<br>東京都千代田区霞が関一丁目3番2号    | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 2,000,000  | —      | —        | 法令等により契約の相手方が特定されているため。  | 9                    |    |



| 契約名称及び内容  | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地               | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所           | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------|--|-----------|-----------------------------|-----------------------------------|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 官報公告等掲載契約 | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日 | (独)国立印刷局<br>東京都港区虎ノ門2-2-4   | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,279,970  | -   | -        | 国が行う特定調達契約については、国の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令の規定により官報に掲載することとされている。官報掲載にあたっては、(独)国立印刷局が官報発行(掲載)を行う唯一の相手方であるため。 | 6                    |    |
| 高速道路通行料   | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日 | (株)JCB<br>東京都港区南青山5-1-22    | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 15,364,680 | -   | -        | ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の相手方であるため。                               | 14                   |    |
| 電気料       | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 42,077,831 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 水道料       | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日 | 札幌市<br>北海道札幌市中央区北1条西2丁目     | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,915,159  | -   | -        | 水道の供給については、札幌市が唯一の供給者であるため。  | 6                    |    |
| 電気料       | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 9,392,508  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料       | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 18,184,754 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料       | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 11,523,115 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料       | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 15,956,098 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料       | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 25,966,600 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |

| 契約名称及び内容                 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地               | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                     | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格      | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------|--|------------|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 水道料                      | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 中空知広域水道企業団<br>北海道新十津川町字大和232-20       | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,293,242  | -      | -        | 水道の供給については、中空知広域水道企業団が唯一の供給者であるため。                      | 8                    |    |
| 電気料                      | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2           | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 17,364,395 | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                        | 8                    |    |
| 電気料                      | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2           | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 7,468,994  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                        | 8                    |    |
| 電気料                      | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2           | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 3,093,092  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                        | 8                    |    |
| 水道料                      | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 夕張市<br>北海道夕張市本町4丁目                    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,044,792  | -      | -        | 水道の供給については、夕張市が唯一の供給者であるため。                             | 8                    |    |
| 夕張ニューパロダム総合建設事業所札幌事務所電気料 | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | (株)タカラ<br>北海道札幌市中央区南1条西10丁目4番地        | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,445,556  | -      | -        | 電気の供給については、唯一の供給者であるため。                                 | 8                    |    |
| 電気料                      | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2           | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 4,784,124  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                        | 8                    |    |
| 作業・支援系災害対策用機械操作訓練(その1)   | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月23日 | 北海道ロードメンテナンス(株)<br>北海道札幌市中央区北1条東12-22 | 会計法第29条の3第4項                      | 1,213,800 | 1,213,800  | 100.0% | -        | 「北海道開発局石狩川開発建設部災害対策用機械に関する協定」に基づき操作訓練を実施できる唯一の相手方であるため。 | 19                   |    |
| 作業・支援系災害対策用機械操作訓練(その2)   | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月23日 | 日通機工(株)<br>北海道札幌市東区北30条東1-1-40        | 会計法第29条の3第4項                      | 1,213,800 | 1,207,500  | 99.5%  | -        | 「北海道開発局石狩川開発建設部災害対策用機械に関する協定」に基づき操作訓練を実施できる唯一の相手方であるため。 | 19                   |    |

| 契約名称及び内容                              | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地               | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                     | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格        | 契約金額        | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------------------|--|------------|---------------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 調査系災害対策用機械操作訓練                        | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月23日 | 北日本スカイテック(株)<br>北海道札幌市白石区流通センター6-1-18 | 会計法第29条の3第4項                      | 3,884,000   | 3,810,000   | 98.6%  | —        | 「北海道開発局石狩川開発建設部災害対策用機械に関する協定」に基づき操作訓練を実施できる唯一の相手方であるため。   | 19                   |    |
| 堰堤維持の内 戸別取水ダム等の管理業務                   | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月1日  | 電源開発(株)<br>北海道札幌市中央区北3条西3-1           | 会計法第29条の3第4項                      | 68,586,000  | 68,586,000  | 100.0% | —        | 当該共同施設の管理は、建設大臣、電源開発(株)及び桂沢上水道組合の三者による協定に基づき、電源開発(株)が行うことになっているため。  | 19                   |    |
| 岩見沢市北村地区地域再編計画調査業務                    | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年4月24日 | 岩見沢市<br>北海道岩見沢市嶋が丘1-1-1               | 会計法第29条の3第4項                      | 4,735,500   | 4,735,500   | 100.0% | —        | 遊水地対象地域住民の家族構成や農地面積等の個人情報に精通し、公益性、中立性、守秘能力を有し、地区や地元関係者と市との調整能力が必要となるため。   | 4                    |    |
| 夕張シューパロダム土砂買受                         | 山本 茂<br>北海道開発局石狩川開発建設部<br>札幌市中央区北2条西19丁目 | 平成21年6月8日  | 空知森林管理署<br>北海道岩見沢市3条東17丁目34           | 会計法第29条の3第4項                      | 6,046,425   | 6,046,425   | 100.0% | —        | 「国有林野内における石狩川夕張シューパロダム建設事業に関する協定」及び「土石(採石)の売り払い予定について」にて空知森林管理署から承認された全体計画に基づき契約しているため。   | 4                    |    |
| 高規格幹線道路函館江差自動車道函館茂辺地道路工事用地埋蔵文化財発掘調査業務 | 木村 邦久<br>函館開発建設部<br>函館市大川町1番27号          | 平成21年4月1日  | (財)北海道埋蔵文化財センター<br>江別市西野幌685番地1       | 会計法第29条の3第4項                      | 347,101,650 | 347,101,650 | 100.0% | —        | 本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うことになっており、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。 | 1                    |    |
| 兜野排水機場・北檜山排水機場操作委託業務                  | 木村 邦久<br>函館開発建設部<br>函館市大川町1番27号          | 平成21年4月1日  | せたな町<br>北海道せたな町北檜山区徳島63-1             | 会計法第29条の3第4項                      | 3,440,619   | 3,440,619   | 100.0% | —        | 河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限定されているため。   | 1                    |    |
| 電気料                                   | 木村 邦久<br>函館開発建設部<br>函館市大川町1番27号          | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2           | 会計法第29条の3第4項                      | —           | 19,021,893  | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地         | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所           | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 再就職の<br>役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の<br>根拠区分 | 備考 |
|----------|------------------------------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------------|------|-------------|-----|--------------|--|--------------------------|----|
| 電気料      | 木村 邦久<br>函館開発建設部<br>函館市大川町1番27号    | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 59,559,277  | -   | -            | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                        |    |
| 電気料      | 木村 邦久<br>函館開発建設部<br>函館市大川町1番27号    | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 4,585,984   | -   | -            | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                        |    |
| 電気料      | 木村 邦久<br>函館開発建設部<br>函館市大川町1番27号    | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 90,085,478  | -   | -            | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                        |    |
| 電気料      | 木村 邦久<br>函館開発建設部<br>函館市大川町1番27号    | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,951,420   | -   | -            | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                        |    |
| 電気料      | 木村 邦久<br>函館開発建設部<br>函館市大川町1番27号    | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 14,367,810  | -   | -            | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                        |    |
| 電気料      | 木村 邦久<br>函館開発建設部<br>函館市大川町1番27号    | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 6,622,813   | -   | -            | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                        |    |
| 高速道路通行料  | 相馬 和則<br>小樽開発建設部<br>小樽市湖見台1丁目15番5号 | 平成21年4月1日 | (株)JCB<br>東京都港区南青山5-1-22    | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,200,000   | -   | -            | ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の相手方であるため。 | 14                       |    |
| 電気料      | 相馬 和則<br>小樽開発建設部<br>小樽市湖見台1丁目15番5号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 13,560,000  | -   | -            | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                        |    |
| 水道料      | 相馬 和則<br>小樽開発建設部<br>小樽市湖見台1丁目15番5号 | 平成21年4月1日 | 小樽市水道局<br>北海道小樽市花園町2丁目11-15 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 3,450,000   | -   | -            | 水道の供給については、小樽市水道局が唯一の供給者であるため。   | 8                        |    |
| 下水道料     | 相馬 和則<br>小樽開発建設部<br>小樽市湖見台1丁目15番5号 | 平成21年4月1日 | 小樽市水道局<br>北海道小樽市花園町2丁目11-15 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,580,000   | -   | -            | 水道の供給については、小樽市水道局が唯一の供給者であるため。   | 8                        |    |
| 電気料      | 相馬 和則<br>小樽開発建設部<br>小樽市湖見台1丁目15番5号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 205,600,000 | -   | -            | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                        |    |

| 契約名称及び内容     | 契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地         | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所            | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格       | 契約金額        | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------|------------------------------------|------------|------------------------------|-----------------------------------|------------|-------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 電気料          | 相馬 和則<br>小樽開発建設部<br>小樽市湖見台1丁目15番5号 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2  | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 33,090,000  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料          | 相馬 和則<br>小樽開発建設部<br>小樽市湖見台1丁目15番5号 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2  | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 110,540,000 | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料          | 相馬 和則<br>小樽開発建設部<br>小樽市湖見台1丁目15番5号 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2  | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 5,940,000   | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料          | 相馬 和則<br>小樽開発建設部<br>小樽市湖見台1丁目15番5号 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2  | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 6,680,000   | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 真狩地区換地計画委託業務 | 相馬 和則<br>小樽開発建設部<br>小樽市湖見台1丁目15番5号 | 平成21年6月24日 | 北海道<br>札幌市中央区北3条西6丁目         | 会計法第29条の3第4項                      | 10,529,400 | 10,529,400  | 100.0% | -        | 事業計画に基づく換地計画の策定については、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領において、都道府県知事と委託契約するものとされているため。    | 4                    |    |
| 高速道路使用料      | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日  | (株)JCB<br>東京都港区南青山5-1-22     | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 8,028,298   | -      | -        | ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の相手方であるため。 | 14                   |    |
| 後納郵便料        | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日  | 郵便事業(株)<br>東京都千代田区霞が関一丁目3番2号 | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 1,700,890   | -      | -        | 法令等により契約の相手方が特定されているため。  | 9                    |    |
| 電気料          | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2  | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 22,187,933  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料          | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2  | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 8,003,951   | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |

| 契約名称及び内容                    | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地         | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所               | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格       | 契約金額        | 落札率   | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------------|------------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------------------------------|------------|-------------|-------|----------|---|----------------------|----|
| 水道料                         | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日 | 旭川市水道事業管理者<br>北海道旭川市上常盤町1丁目     | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 3,078,222   | —     | —        | 水道の供給については、旭川市水道事業管理者が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| ガス料                         | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日 | 旭川ガス(株)<br>北海道旭川市四条通16-左6       | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 6,355,947   | —     | —        | ガスの供給については、旭川ガス(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料                         | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2     | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 39,306,321  | —     | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                         | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2     | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 17,550,687  | —     | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                         | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2     | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 336,584,568 | —     | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                         | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2     | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 49,744,413  | —     | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                         | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2     | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 18,911,257  | —     | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                         | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2     | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 1,963,844   | —     | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                         | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2     | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 3,141,517   | —     | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 天塩川サンルダム建設事業の内埋蔵文化財発掘調査委託業務 | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日 | (財)北海道埋蔵文化財センター<br>江別市西野幌685番地1 | 会計法第29条の3第4項                      | 54,000,450 | 53,532,150  | 99.1% | —        | 本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うことになっており、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。 | 1                    |    |

| 契約名称及び内容                         | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地         | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所               | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格       | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------------|------------------------------------|------------|---------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 旭川十勝道路富良野市富良野道路建設工事埋蔵文化財発掘調査委託業務 | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月1日  | (財)北海道埋蔵文化財センター<br>江別市西野視686番地1 | 会計法第29条の3第4項                      | 45,041,850 | 44,209,200 | 98.2%  | —        | 本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うことになっており、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。   | 1                    |    |
| 富良野盆地地区 換地計画委託業務                 | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月17日 | 北海道<br>札幌市中央区北3条西6丁目            | 会計法第29条の3第4項                      | 75,169,500 | 75,169,500 | 100.0% | —        | 事業計画に基づく換地計画の策定については、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領において、都道府県知事と委託契約するものとされているため。   | 4                    |    |
| 天塩川サンルダム建設事業の内サンルダム周辺整備に関する委託業務  | 柳屋 圭吾<br>旭川開発建設部<br>旭川市宮前通東4155番31 | 平成21年4月27日 | 下川町<br>北海道下川町幸町63               | 会計法第29条の3第4項                      | 5,733,000  | 5,733,000  | 100.0% | —        | 地元自治体である下川町は、日常の行政を通じて、営利企業から独立した立場として、町内各界の有識者と人的ネットワークを有しており、以前よりダム建設に対する地元調整に携わり、サンルダム事業の内容と経緯について熟知している。また、サンルダム周辺の自然環境情報の収集にあたっては、地元住民との人的ネットワークにより時間の経過を踏まえきめ細かな情報を収集することが可能である。円滑なサンルダム周辺整備を進めるため、サンルダム周辺整備に関する委託協定を締結しており、下川町は本業務に必要な条件及び履行能力を有する唯一の相手方であるため。 | 4                    |    |
| 電気料                              | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14    | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2     | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 15,300,374 | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 水道料                              | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14    | 平成21年4月1日  | 室蘭市公営企業管理者<br>北海道室蘭市幸町1番2号      | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 4,149,096  | —      | —        | 水道の供給については、室蘭市公営企業管理者が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| ガス料                              | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14    | 平成21年4月1日  | 室蘭ガス(株)<br>北海道室蘭市日の出町2丁目44番1号   | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 1,343,803  | —      | —        | ガスの供給については、室蘭ガス(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地      | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------|---------------------------------|-----------|-----------------------------------|-----------------------------------|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 高速道路通行料  | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 東日本高速道路(株)<br>東京都千代田区霞が関<br>3-3-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 6,984,852  | -   | -        | ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の相手方であるため。 | 14                   |    |
| 電気料      | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2       | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 12,062,720 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 高速道路等通行料 | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | (株)JCB<br>東京都港区南青山5-1-22          | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,704,900  | -   | -        | ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の相手方であるため。 | 14                   |    |
| 電気料      | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2       | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 59,973,344 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 水道料      | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 苫小牧市<br>北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号          | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,254,461  | -   | -        | 水道の供給については、苫小牧市が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 高速道路通行料  | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | (株)JCB<br>東京都港区南青山5-1-22          | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,475,550  | -   | -        | ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の相手方であるため。 | 14                   |    |
| 電気料      | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2       | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 81,365,635 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料      | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2       | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 58,947,495 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料      | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2       | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 70,000,000 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |



| 契約名称及び内容                                  | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地      | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所           | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格       | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|---------------------------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------------|------------|------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 電気料                                       | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 90,400,000 | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                                       | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 2,747,000  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                                       | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 4,054,289  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                                       | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 1,577,000  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                                       | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 2,151,000  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                                       | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 22,164,547 | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                                       | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -          | 1,900,000  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 二風谷ダム防災施設等維持管理委託業務                        | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 平取町<br>北海道沙流郡平取町本町28        | 会計法第29条の3第4項                      | 8,000,000  | 8,000,000  | 100.0% | -        | 平取町と管理運営に関し委託協定書を取り交わしているため。  | 4                    |    |
| 沙流川総合開発事業の内 道道宿志別荘内停車場線付替工事用地内埋蔵文化財発掘調査業務 | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14 | 平成21年4月1日 | 平取町<br>北海道沙流郡平取町本町28        | 会計法第29条の3第4項                      | 59,010,000 | 59,010,000 | 100.0% | -        | 本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うことになっており、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。 | 1                    |    |

| 契約名称及び内容                                  | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地       | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格       | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|----------------------------------|-----------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 国営かんがい排水事業 勇払東部(二期)地区厚真町視内6遺跡外埋蔵文化財発掘調査業務 | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14  | 平成21年4月1日 | 厚真町教育委員会<br>北海道勇払郡厚真町京町165番地1     | 会計法第29条の3第4項                      | 59,433,000 | 59,433,000 | 100.0% | —        | 本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うこととなっており、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。 | 1                    |    |
| 沙流川総合開発事業の内平取ダム地域文化調査業務                   | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14  | 平成21年4月8日 | 平取町<br>北海道沙流郡平取町本町28              | 会計法第29条の3第4項                      | 29,680,000 | 29,680,000 | 100.0% | —        | 恒常的に関係地域住民の生活と深く関わり、地域文化にも精通しており、業務処理能力を有する唯一の相手方であるため。   | 4                    |    |
| 苫小牧川道砂地仮橋賃貸借                              | 室蘭開発建設部長<br>佐藤昌志<br>室蘭市入江町1番地14  | 平成21年4月1日 | ジェコス北海道(株)<br>札幌市中央区北2条東1丁目98番地42 | 会計法第29条の3第4項                      | 2,942,593  | 2,882,040  | 97.9%  | —        | 新たな仮橋の設置及び撤去に係る経費及び相当の日数を要することを考慮し、その間の導水管上の往来が不可能となるなど現場管理上重大な支障となるため。   | 5                    |    |
| 電気料                                       | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2       | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 9,643,000  | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                                       | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2       | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 83,281,000 | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                                       | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2       | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 14,179,000 | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                                       | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2       | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 18,821,000 | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 電気料                                       | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2       | 会計法第29条の3第4項                      | —          | 32,537,000 | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |

| 契約名称及び内容              | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地       | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格      | 契約金額      | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------|----------------------------------|------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------|-----------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 電気料                   | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2      | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 4,981,000 | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料                   | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2      | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,931,000 | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 電気料                   | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2      | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,440,000 | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 水道料                   | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年4月1日  | 釧路市公営企業管理者<br>北海道釧路市黒金町7丁目5番地    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,640,000 | -      | -        | 水道の供給については、釧路市公営企業管理者が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 水道料                   | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年4月1日  | 釧路市公営企業管理者<br>北海道釧路市黒金町7丁目5番地    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,160,000 | -      | -        | 水道の供給については、釧路市公営企業管理者が唯一の供給者であるため。   | 8                    |    |
| 標津川改修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務 | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年4月1日  | 標津町教育委員会<br>北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号 | 会計法第29条の3第4項                      | 3,929,000 | 3,929,000 | 100.0% | -        | 本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うこととなり、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。 | 1                    |    |
| はまなか地区 土地所有状況等調査委託業務  | 上西 隆広<br>釧路開発建設部<br>釧路市幸町10丁目3番地 | 平成21年5月15日 | 浜中町 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1      | 会計法第29条の3第4項                      | 2,840,000 | 2,840,000 | 100.0% | -        | 受益地の地目や所有者の確認及び最新の農地使用状況等に関する資料が必要であり、農業者台帳及び地籍資料を保有する唯一の相手方であるため。   | 12                   |    |
| 育楽多排水機場操作委託費          | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目    | 平成21年4月1日  | 豊頃町 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125             | 会計法第29条の3第4項                      | 1,661,985 | 1,661,985 | 100.0% | -        | 河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。   | 1                    |    |

| 契約名称及び内容        | 契約相手の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地    | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所               | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格      | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------|-------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 茂岩地区救急排水施設操作委託費 | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目 | 平成21年4月1日 | 豊頃町 北海道<br>中川郡豊頃町茂岩本町<br>125    | 会計法第29条の3第4項                      | 9,610,441 | 9,610,441  | 100.0% | —        | 河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。 | 1                    |    |
| 大津地区救急排水施設操作委託費 | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目 | 平成21年4月1日 | 浦幌町<br>北海道十勝郡浦幌町宇<br>枝町15-6     | 会計法第29条の3第4項                      | 4,144,970 | 4,144,970  | 100.0% | —        | 河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。 | 1                    |    |
| 電気料             | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大<br>通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 5,000,000  | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |
| 電気料             | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大<br>通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 20,000,000 | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |
| 電気料             | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大<br>通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 7,000,000  | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |
| 電気料             | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大<br>通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 14,000,000 | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |
| 電気料             | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大<br>通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 20,000,000 | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |
| 電気料             | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大<br>通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 95,000,000 | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |
| 電気料             | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大<br>通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | —         | 20,000,000 | —      | —        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |

| 契約名称及び内容          | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地       | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所              | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格      | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------|----------------------------------|------------|--------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 電気料               | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目    | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 30,000,000 | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |
| 電気料               | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目    | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,200,000  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |
| 電気料               | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目    | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,500,000  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |
| 水道料               | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目    | 平成21年4月1日  | 帯広市<br>北海道帯広市西5条南7丁目1番地        | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 3,500,000  | -      | -        | 水道の供給については、帯広市が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 水道料               | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目    | 平成21年4月1日  | 浦幌町<br>北海道十勝郡浦幌町字桜町15-6        | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,800,000  | -      | -        | 水道の供給については、浦幌町が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| ガス料               | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目    | 平成21年4月1日  | 帯広ガス(株)<br>北海道帯広市西9条南8丁目5番地    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,500,000  | -      | -        | ガスの供給については、帯広ガス(株)が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 対策本部車外運転操作訓練      | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目    | 平成21年5月27日 | 日通機工(株)<br>北海道札幌市東区北30条東1-1-40 | 会計法第29条の3第4項                      | 3,630,044 | 3,536,520  | 97.4%  | -        | 「北海道開発局帯広開発建設部災害対策用機械等に関する協定」に基づき操作訓練を実施できる唯一の相手方であるため。                | 19                   |    |
| 札内川ダム流木処理施設管理委託業務 | 安田 修<br>帯広開発建設部<br>帯広市西4条南8丁目    | 平成21年6月1日  | 中札内村<br>北海道河西郡中札内村大通南2-3       | 会計法第29条の3第4項                      | 6,087,191 | 6,087,191  | 100.0% | -        | 河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。 | 1                    |    |
| 抜納郵便料             | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日  | 郵便事業(株)<br>東京都千代田区霞が関一丁目3番2号   | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 2,613,770  | -      | -        | 法令等により契約の相手方が特定されているため。  | 9                    |    |
| 電気料               | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日  | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2    | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 6,275,211  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |

| 契約名称及び内容 | 契約相手の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地       | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所           | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------|----------------------------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------------|------|------------|-----|----------|----------------------------------|----------------------|----|
| 水道料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 網走市<br>北海道網走市南6条東4丁目        | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,862,387  | -   | -        | 水道の供給については、網走市が唯一の供給者であるため。      | 8                    |    |
| 電気料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 17,004,386 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 75,033,571 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 54,075,464 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 水道料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 斜里町<br>北海道斜里郡斜里町本町12        | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,349,160  | -   | -        | 水道の供給については、斜里町が唯一の供給者であるため。      | 8                    |    |
| 電気料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 63,209,269 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 水道料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 遠軽町<br>北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目     | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,649,360  | -   | -        | 水道の供給については、遠軽町が唯一の供給者であるため。      | 8                    |    |
| 電気料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 13,041,595 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,186,838  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,375,000  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,439,458  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |

| 契約名称及び内容        | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地       | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                   | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格      | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------|----------------------------------|-----------|-------------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 電気料             | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2         | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 4,218,894  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |
| 電気料             | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2         | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 1,021,800  | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |
| 小清水歩道ヒーティング源泉管理 | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | 小清水町<br>北海道斜里郡小清水町<br>字小清水217番地     | 会計法第29条の3第4項                      | 1,236,000 | 1,236,000  | 100.0% | -        | 小清水歩道ヒーティングに利用する温泉湯の供給を受けるため、源泉管理を実施している小清水町との協定に基づき、契約の相手方を特定しているため。  | 4                    |    |
| Web建設物賃利用料      | 鎌田 貢次<br>網走開発建設部<br>網走市新町2丁目6番1号 | 平成21年4月1日 | (財)建設物価調査会<br>東京都中央区日本橋大<br>伝馬町11-8 | 会計法第29条の3第4項                      | 1,008,000 | 1,008,000  | 100.0% | -        | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することができる唯一の契約の相手方であるため。               | 12                   |    |
| 東鯊排水機場操作委託      | 留萌開発建設部長<br>小笠原 章<br>留萌市寿町1丁目68  | 平成21年4月1日 | 留萌市北海道留萌市幸<br>町1丁目11番地              | 会計法第29条の3第4項                      | 2,039,148 | 2,039,148  | 100.0% | -        | 河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。 | 1                    |    |
| 高砂排水機場操作委託      | 留萌開発建設部長<br>小笠原 章<br>留萌市寿町1丁目68  | 平成21年4月1日 | 留萌市北海道留萌市幸<br>町1丁目11番地              | 会計法第29条の3第4項                      | 3,393,953 | 3,393,953  | 100.0% | -        | 河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。 | 1                    |    |
| 電気料             | 留萌開発建設部長<br>小笠原 章<br>留萌市寿町1丁目68  | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2         | 会計法第29条の3第4項                      | -         | 54,900,000 | -      | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。                                       | 8                    |    |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地      | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所           | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------|---------------------------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------------|------|------------|-----|----------|----------------------------------|----------------------|----|
| 電気料      | 留萌開発建設部長<br>小笠原 章<br>留萌市寿町1丁目68 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 31,000,000 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料      | 留萌開発建設部長<br>小笠原 章<br>留萌市寿町1丁目68 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,800,000  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料      | 留萌開発建設部長<br>小笠原 章<br>留萌市寿町1丁目68 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,500,000  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料      | 留萌開発建設部長<br>小笠原 章<br>留萌市寿町1丁目68 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 4,800,000  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料      | 留萌開発建設部長<br>小笠原 章<br>留萌市寿町1丁目68 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 13,300,000 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 水道料      | 留萌開発建設部長<br>小笠原 章<br>留萌市寿町1丁目68 | 平成21年4月1日 | 留萌市水道事業<br>北海道留萌市幸町1丁目11番地  | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,400,000  | -   | -        | 水道の供給については、留萌市水道事業が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 下水道料     | 留萌開発建設部長<br>小笠原 章<br>留萌市寿町1丁目68 | 平成21年4月1日 | 留萌市水道事業<br>北海道留萌市幸町1丁目11番地  | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,300,000  | -   | -        | 水道の供給については、留萌市水道事業が唯一の供給者であるため。  | 8                    |    |
| 水道料      | 熊谷 守晃<br>稚内開発建設部<br>稚内市末広5丁目6-1 | 平成21年4月1日 | 稚内市<br>北海道稚内市中央3丁目13番15号    | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 1,830,000  | -   | -        | 水道の供給については、稚内市が唯一の供給者であるため。      | 8                    |    |
| 電気料      | 熊谷 守晃<br>稚内開発建設部<br>稚内市末広5丁目6-1 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 45,500,000 | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料      | 熊谷 守晃<br>稚内開発建設部<br>稚内市末広5丁目6-1 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 2,900,000  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |
| 電気料      | 熊谷 守晃<br>稚内開発建設部<br>稚内市末広5丁目6-1 | 平成21年4月1日 | 北海道電力(株)<br>北海道札幌市中央区大通東1-2 | 会計法第29条の3第4項                      | -    | 5,400,000  | -   | -        | 電気の供給については、北海道電力(株)が唯一の供給者であるため。 | 8                    |    |



| 契約名称及び内容         | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                            | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所           | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格       | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------|---|------------|-----------------------------|-----------------------------------|------------|------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 東京谷地区換地計画等調査委託業務 | 熊谷 守晃<br>稚内開発建設部<br>稚内市末広5丁目6-1                       | 平成21年6月17日 | 浜頓別町 北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地       | 会計法第29条の3第4項                      | 2,200,000  | 2,200,000  | 100.0% | —        | 当該業務は、農業者の個人情報等を中心に調査するものである。浜頓別町は、関係者との連絡調整に精通し、農業委員会を通じ農地の権利関係を把握している唯一の相手方であるため。   | 4                    |    |
| 時事ゼネラルニュース情報提供業務 | 支出負担行為担当官<br>松脇 達朗<br>国土交通省大臣官房会計課<br>東京都千代田区霞が関2-1-3 | 平成21年4月1日  | (株)時事通信社<br>東京都中央区銀座5-1-5-8 | 会計法第29条の3第4項                      | 8,442,000  | 8,442,000  | 100.0% | —        | 従来より国土交通省広報課では、広報・報道業務において、様々な媒体からの情報入手の一環として、入手した情報をより迅速かつ的確に、そしてより容易に省内に伝達する目的から、時事ゼネラルニュース提供のための受信機を設置し、国内外のニュースの提供を受けている。配信している通信社から直接入手する以外に手段がないため、提供手段を有している唯一の者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。  | 12                   |    |
| 共同ニュース情報提供業務     | 支出負担行為担当官<br>松脇 達朗<br>国土交通省大臣官房会計課<br>東京都千代田区霞が関2-1-3 | 平成21年4月1日  | (社)共同通信社<br>東京都港区東新橋1-7-1   | 会計法第29条の3第4項                      | 11,529,000 | 11,529,000 | 100.0% | —        | 従来より国土交通省広報課では、広報・報道業務において、様々な媒体からの情報入手の一環として、入手した情報をより迅速かつ的確に、そしてより容易に省内に伝達する目的から、共同通信ニュース提供のための受信機を設置し、国内外のニュースの提供を受けている。<br>本業務を実施するにあたり、情報を配信している通信社より直接入手する以外に手段がなく、当該法人は情報を配信している唯一の者であることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。   | 12                   |    |
| 「JAMP」情報提供       | 支出負担行為担当官<br>松脇 達朗<br>国土交通省大臣官房会計課<br>東京都千代田区霞が関2-1-3 | 平成21年4月1日  | (株)時事通信社<br>東京都中央区銀座5-1-5-8 | 会計法第29条の3第4項                      | 25,200,000 | 25,200,000 | 100.0% | —        | 国土交通省では、時々刻々発生する事項を国土交通行政に反映するため、中央官庁・地方自治体の動向やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、中央官庁等の人事等の情報の提供を受ける必要がある。<br>(株)時事通信社の「JAMP」は上記情報のほか、過去9～10年まで遡れるデータベース、中央省庁等の人事データベースなど、他のメディアには無い情報を有している。<br>これらの情報を、インターネットを利用し、職員のクライアントパソコンで見られるよう、情報サービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため、同社を選定するものである。 | 12                   |    |

| 契約名称及び内容                | 契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地                                    | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所             | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格       | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------|---|-----------|-------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 危機管理体制の強化のための情報配信サービス整備 | 支出負担行為担当官<br>松岡 達朗<br>国土交通省大臣官房会計課<br>東京都千代田区霞が関2-1-13        | 平成21年4月1日 | (財)ラジオプレス<br>東京都新宿区若松町33-8    | 会計法第29条の3第4項                      | 4,496,436  | 4,496,436  | 100.0% | —        | (財)ラジオプレスは、外務省情報部ラジオ室(海外放送受信担当)を前身とし、外国事情を紹介し、各国に関する十分な理解の達成に寄与し、もって民主主義及び国際親善、平和の精神を助成強化することを目的として設立された公益法人であり、中国、ロシア、北朝鮮、インドシナ等の放送、衛星テレビ、通信社電を24時間体制でモニターし、わが国にとって重要な情報をチェックの上、翻訳し、直ちにニュース速報として配信している。また、各ニュースについての問い合わせにも対応するモニタリングサービス情報を有しており、当省の行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することが可能な唯一の者である。 | 12                   |    |
| 朝日新聞21式他7点の購入           | 支出負担行為担当官<br>前田 隆平 航空局<br>千代田区霞が関2-3-1                        | 平成21年4月1日 | 丸の内新聞事業協同組合                   | 会計法第29条の3第4項                      | 4,969,236  | 4,969,236  | 100.0% | —        | 本件は再販売価格が維持されており、地域専売制により当該地域の供給者が一に限定されているため   | 10                   |    |
| 官報公告掲載契約                | 支出負担行為担当官<br>前田 隆平 航空局<br>千代田区霞が関2-3-1                        | 平成21年4月1日 | (独)国立印刷局                      | 会計法第29条の3第4項                      | 7,355,880  | 7,355,880  | 100.0% | —        | 官報掲載は実施可能な者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。   | 6                    |    |
| 平成21年度空調調和需給契約          | 支出負担行為担当官<br>前田 隆平 航空局<br>千代田区霞が関2-3-1                        | 平成21年4月1日 | 成田国際空港(株)                     | 会計法第29条の3第4項                      | 5,872,933  | 5,872,933  | 100.0% | —        | 当該施設・光熱費等を供給する者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。   | 8                    |    |
| 賃貸借建物に係る管理費負担契約         | 支出負担行為担当官<br>前田 隆平 航空局<br>千代田区霞が関2-3-1                        | 平成21年4月1日 | 成田国際空港(株)                     | 会計法第29条の3第4項                      | 1,236,276  | 1,236,276  | 100.0% | —        | 当該施設・光熱費等を供給する者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。   | 5                    |    |
| 平成21年度飛行検査官庁舎冷温水受給      | 支出負担行為担当官<br>前田 隆平 航空局<br>千代田区霞が関2-3-1                        | 平成21年4月1日 | 空港施設(株)                       | 会計法第29条の3第4項                      | 2,868,118  | 2,868,118  | 100.0% | —        | 当該施設・光熱費等を供給する者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。   | 8                    |    |
| AV-DATA購読(オンライン閲覧)      | 支出負担行為担当官<br>前田 隆平 航空局<br>千代田区霞が関2-3-1                        | 平成21年4月1日 | インフォメーション・ハンドリング・サービス・ジャパン(株) | 会計法第29条の3第4項                      | 1,995,000  | 1,995,000  | 100.0% | —        | 航空機検査業務を実施するために必要不可欠な特定の情報を唯一提供可能な業者から受けるもの   | 12                   |    |
| 成田国際空港管理棟建物賃貸借          | 支出負担行為担当官<br>前田 隆平 航空局<br>千代田区霞が関2-3-1                        | 平成21年4月1日 | 成田国際空港(株)                     | 会計法第29条の3第4項                      | 13,222,301 | 13,222,301 | 100.0% | —        | 当該施設・光熱費等を供給する者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。   | 5                    |    |
| 塵芥等回収作業                 | 分任支出負担行為担当官<br>古川 義則<br>福岡航空交通管制部<br>福岡市東区大字奈多字<br>小瀬抜1302-17 | 平成21年4月1日 | (有)博東産業<br>福岡市東区松田3-10-37     | 会計法第29条の3第4項                      | 1,551,046  | 1,551,046  | 100.0% | —        | 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は福岡市が指定しており、左記相手方が福岡航空交通管制部が所在する地区の唯一の業者であるため。  | 4                    |    |
| 福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借        | 分任支出負担行為担当官<br>古川 義則<br>福岡航空交通管制部<br>福岡市東区大字奈多字<br>小瀬抜1302-17 | 平成21年4月1日 | 個人                            | 会計法第29条の3第4項                      | 1,104,000  | 1,104,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため   | 5                    |    |
| 福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借        | 分任支出負担行為担当官<br>古川 義則<br>福岡航空交通管制部<br>福岡市東区大字奈多字<br>小瀬抜1302-17 | 平成21年4月1日 | (有)フォーシーズン<br>福岡市城南区片江1-21-3  | 会計法第29条の3第4項                      | 3,420,000  | 3,420,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため   | 5                    |    |
| 福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借        | 分任支出負担行為担当官<br>古川 義則<br>福岡航空交通管制部<br>福岡市東区大字奈多字<br>小瀬抜1302-17 | 平成21年4月1日 | 個人                            | 会計法第29条の3第4項                      | 3,060,000  | 3,060,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため   | 5                    |    |
| 福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借        | 分任支出負担行為担当官<br>古川 義則<br>福岡航空交通管制部<br>福岡市東区大字奈多字<br>小瀬抜1302-17 | 平成21年4月1日 | 個人                            | 会計法第29条の3第4項                      | 4,512,000  | 4,512,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため   | 5                    |    |

| 契約名称及び内容          | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                                    | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                   | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格       | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------|---|-----------|-------------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借  | 分任支出負担行為担当官<br>古川 義則<br>福岡航空交通管制部<br>福岡市東区大字奈多字<br>小瀬抜1302-17 | 平成21年4月1日 | (株)不動産情報センター<br>福岡市東区香椎駅前2-<br>21-8 | 会計法第29条の3第4項                      | 1,020,000  | 1,020,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| 福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借  | 分任支出負担行為担当官<br>古川 義則<br>福岡航空交通管制部<br>福岡市東区大字奈多字<br>小瀬抜1302-17 | 平成21年4月1日 | (有)サカイビル<br>福岡市東区三吉6-4-1            | 会計法第29条の3第4項                      | 2,064,000  | 2,064,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| 福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借  | 分任支出負担行為担当官<br>古川 義則<br>福岡航空交通管制部<br>福岡市東区大字奈多字<br>小瀬抜1302-17 | 平成21年4月1日 | 個人                                  | 会計法第29条の3第4項                      | 5,460,000  | 5,460,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| 福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借  | 分任支出負担行為担当官<br>古川 義則<br>福岡航空交通管制部<br>福岡市東区大字奈多字<br>小瀬抜1302-17 | 平成21年4月1日 | 個人                                  | 会計法第29条の3第4項                      | 7,560,000  | 7,560,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| 福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借  | 分任支出負担行為担当官<br>古川 義則<br>福岡航空交通管制部<br>福岡市東区大字奈多字<br>小瀬抜1302-17 | 平成21年4月1日 | 積和不動産九州㈱<br>福岡市博多区博多駅前<br>3-25-21   | 会計法第29条の3第4項                      | 11,967,600 | 11,967,600 | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| 福岡航空交通管制部職員宿舍賃貸借  | 分任支出負担行為担当官<br>古川 義則<br>福岡航空交通管制部<br>福岡市東区大字奈多字<br>小瀬抜1302-17 | 平成21年4月1日 | 個人                                  | 会計法第29条の3第4項                      | 5,124,000  | 5,124,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| 真境名住宅賃貸借(2戸)      | 分任支出負担行為担当官<br>木村正博<br>那覇航空交通管制部<br>沖縄県那覇市鏡水334               | 平成21年4月1日 | 個人                                  | 会計法第29条の3第4項                      | 1,740,000  | 1,740,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| 高良E住宅賃貸借(1戸)      | 分任支出負担行為担当官<br>木村正博<br>那覇航空交通管制部<br>沖縄県那覇市鏡水334               | 平成21年4月1日 | 個人                                  | 会計法第29条の3第4項                      | 840,000    | 840,000    | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| 丸高住宅賃貸借(2戸)       | 分任支出負担行為担当官<br>木村正博<br>那覇航空交通管制部<br>沖縄県那覇市鏡水334               | 平成21年4月1日 | 個人                                  | 会計法第29条の3第4項                      | 1,212,000  | 1,212,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| グランヒル上田住宅賃貸借(2戸)  | 分任支出負担行為担当官<br>木村正博<br>那覇航空交通管制部<br>沖縄県那覇市鏡水334               | 平成21年4月1日 | 個人                                  | 会計法第29条の3第4項                      | 1,600,000  | 1,600,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| フェリスビエント住宅賃貸借(1戸) | 分任支出負担行為担当官<br>木村正博<br>那覇航空交通管制部<br>沖縄県那覇市鏡水334               | 平成21年4月1日 | (有)徳<br>那覇市宇栄原2-3-2                 | 会計法第29条の3第4項                      | 914,400    | 914,400    | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| エナジーI住宅賃貸借(4戸)    | 分任支出負担行為担当官<br>木村正博<br>那覇航空交通管制部<br>沖縄県那覇市鏡水334               | 平成21年4月1日 | (有)エナジー<br>沖縄県那覇市金城2-11-<br>4       | 会計法第29条の3第4項                      | 1,785,600  | 1,785,600  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| フレアー(住宅)          | 分任支出負担行為担当官<br>木村正博<br>那覇航空交通管制部<br>沖縄県那覇市鏡水334               | 平成21年4月1日 | (株)りゅうせき建設<br>浦添市勢理客4-20-1          | 会計法第29条の3第4項                      | 1,224,000  | 1,224,000  | 100.0% | —        | 職員が入居しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                                | 5                    |    |
| 福岡中継所用地賃貸借        | 分任支出負担行為担当官<br>木村正博<br>那覇航空交通管制部<br>沖縄県那覇市鏡水334               | 平成21年4月1日 | 個人                                  | 会計法第29条の3第4項                      | 1,814,277  | 1,814,277  | 100.0% | —        | 福岡中継所用地に供しており、引き続き借上げを継続する必要があるため                            | 5                    |    |
| 自動車検査登録印紙の製造      | 支出負担行為担当官<br>本田 勝<br>国土交通省自動車交通局<br>東京都千代田区霞が関2-1-3           | 平成21年4月1日 | (独)国立印刷局                            | 会計法第29条の3第4項                      | 47,706,917 | 47,706,917 | 100.0% | —        | (独)国立印刷局は、印紙その他公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うことが規定されている唯一の機関であるため。 | 1                    |    |